上 相談室

誌

外国人向け免税制度が改正されます 〜ビジネスチャンスが拡大〜

Q 1 制度ですか。 外国人向け免税制度とはどんな

A 1 税制度が設けられています。 と思いますが、日本でも外国人向け免 安に買い物をした経験がある方も多い 国外旅行をした際に免税店で割

売できるため、小売店にとっては取り なる制度です。消費税を受領せずに販 込みたい需要といえそうです。 定の要件を満たせば、消費税が免税と 10月1日からこの制度が改正されます。 人旅行者に物品を販売する場合に、一 外国人向け免税制度とは、訪日外国 今年の

■平成26年10月1日より免税品目拡大

2013年には約2倍の1000万人

た訪日外国人旅行者数は10年経過した

を達成したと観光庁より公表されまし

ました。その結果、当初500万人だっ

ト・ジャパン・キャンペーンを開始し 国人旅行者数を増やそうと、ビジッ

現行の対象商品

進める、

指し、日本での旅行による消費拡大を 催を視野に入れて、2000万人を目

としています。そのためには、

今後は2020年のオリンピック開

·家電 ·装飾品 ・かばん ·靴等 ·衣類

人1日1店舗10,000円超

れるものです。 境を整備する必要があり、今回改正さ外国人旅行者にとって魅力的な買物環 ようになりますか。 囲が広がるそうですが、 改正後の対象商品 改正により消費税の免税対象節 ·装飾品 ・かばん ·靴等 人1日1店舗10,000円超 具体的にどの

Q 3

•飲料品 ·食料品 ·化粧品等 •薬品

1人1日1店舗 5,000円超50万円以下

A 4

等の提示を受けます。

A 2

日本は2003年から、

訪日外

ທຸ Q 2

改正される背景を教えてくださ

•家電

·衣類

②一定の包装・梱包

封印をします。 法による包装、梱包をし、シール等で 国内で消費されないように、一定の方 消耗品(新規対象品)を包装する際は、

③記録票等の記載

旅

А 3 1人1日1店舗当たり1万円超の購入 で消費税が免税となります。 装飾品、衣類、かばん、靴等で、

費税が免税となります。 り5000円超50万円以下の購入で消 全品目が免税対象品となります。新規 品類、化粧品類といった消耗品を含め、 対象品については1人1日1店舗当た の食品類、特産の地酒等の飲料類、薬 で除外されていた地域特産のお菓子等 これに加えて今回の改正では、これま

に集中していますが、今後は地方にも 現在の免税店約4600店は大都市圏 免税店が拡大することが見込まれます。 入する機会が今後益々増えそうです。 で、地方を訪れる外国人が特産品を購 こうした消耗品が対象となったこと

Q 4 なりますか。 店舗側の販売方法はどのように

①パスポートの提示 側の販売方法の概略は次のとおりです。 販売時に外国人旅行者からパスポート 消費税が免税となるための店舗

なおこの記録票等については、店頭で の手続き時間短縮のため、様式が弾力 行者は「購入誓約書」を記載します。 店舗側は「購入記録票」を作成し、

現在免税対象となっているのは、

Q 5 えてください。 免税店となるための手続きを教

すいように、シンボルマーク使用の申たら外国人旅行者に、より識別されや А 5 請を行うことができます。 されましたので、免税店の許可を受け 署長の許可を受ける必要があります。 また、免税店シンボルマークが創設 免税店となるには、 所 轄の

ジで国内外に発信されます。 ストは、日本政府観光局のホームペー さらに、シンボルマーク使 用店のリ

相談窓口へご相談ください。 北経済産業局及び仙台商工会議 免税店に関しては、東北運輸局、 聯 所 無 東

この機会に新たなビジネスチャンスと かがでしょうか。 して、免税店の申請を検討されては 仙台を訪れることが予想されますので、 会議が開催されます。多くの外国人が 来年三月には仙台にて国連防災世界

回答

佐藤晴美税理士事務所(宮城野区五輪 当所エキスパートバンク登録専門家



佐藤 晴美 氏

化・簡素化される予定となっています。